

1 監査第 1038 号
令和 2 年 3 月 17 日

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 平本 英久

定期監査の結果に関する報告

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査を都市監査基準に準拠して実施し、同条第 11 項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおり提出します。

記

1 監査の種類

令和元年度定期監査

2 監査の対象

監査対象課等に係る令和元年度の財務に関する事務の執行について

3 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか

4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。また、債権管理については、市税及び国民健康保険料を除く平成 30 年度決算において収入未済のある債権を対象に調査を行った。

5 監査の対象課等、期間及び実施場所

対象課等	監査期間及び ヒアリング実施日	実施場所
○教育部 教育総務課 学校教育課 社会教育課 歴史文化財課 教育機関（学校給食センター、図書館、文化資料館、教育研究所）	○監査期間 令和元年 9月18日から 令和元年11月11日まで ○ヒアリング実施日 令和元年10月10日 令和元年10月11日	監査委員室
○環境市民部 環境政策課 環境クリーン推進課 市民課 保険医療課	○監査期間 令和元年10月18日から 令和元年12月23日まで ○ヒアリング実施日 令和元年11月14日 令和元年11月20日 令和元年11月21日	監査委員室
○まちづくり推進部 都市計画課 都市整備課 まちづくり交通課 桂川・道路整備課 土木管理課 建築住宅課	○監査期間 令和元年12月 9日から 令和2年 2月17日まで ○ヒアリング実施日 令和2年 1月16日 令和2年 1月17日	監査委員室
○生涯学習部 文化・スポーツ課 市民力推進課 人権啓発課 ○総務部 総務課 自治防災課 税務課 ○公平委員会事務局 ○監査委員事務局 （固定資産評価審査委員会含む）	○監査期間 令和元年12月20日から 令和2年 2月28日まで ○ヒアリング実施日 令和2年 2月 7日 令和2年 2月10日 令和2年 2月14日	監査委員室

6 監査委員の除斥

監査委員の関本孝一は亀岡駅北土地区画整理組合理事長に従事しているため、当該事業の監査に関し、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥とした。

7 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 教育部

以下の各課等に係る令和元年8月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 教育総務課

特に指摘する事項はなかった。

イ 学校教育課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 社会教育課

特に指摘する事項はなかった。

エ 歴史文化財課

旧一の宮幼稚園施設使用協力金について、当該施設は文化財事務所であり、行政財産であるが、目的外使用として施設の一部の使用を許可していた。施設使用料については、施設使用協力金として、旧一の宮幼稚園施設使用要項の定めにより徴収していた。

地方自治法には、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

オ 学校給食センター

特に指摘する事項はなかった。

カ 図書館

特に指摘する事項はなかった。

キ 文化資料館

特に指摘する事項はなかった。

ク 教育研究所

非常勤嘱託職員報酬等の支払いにおいて、亀岡市教育委員会事務専決規程の定めで学校教育課長の決裁が必要となるものが、学校教育課長の決裁を受けず、所長の決裁で支払われているものがあった。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(2) 環境市民部

以下の各課に係る令和元年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 環境政策課

特に指摘する事項はなかった。

イ 環境クリーン推進課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 市民課

自動証明写真機設置料収入において、入札により設置料を決定していたが、当該機器が市役所庁舎の敷地に設置されているため、亀岡市庁舎使用料条例に基づき行政財産の目的外使用料を徴収し、設置料は入札金額から目的外使用料を差し引いた額としていた。目的外使用許可申請及び許可は適正に行われていたが、設置料や設置条件等を定める契約書を作成していなかった。

亀岡市財務規則には、契約書の作成を省略できる場合の定めがあるが、本件はそれに該当せず、契約書の作成が必要である。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

なお、本件は行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第7項）と貸し付け（同条第2項第4号）を併用しているが、どちらか一方に整理する必要があると考える。

エ 保険医療課

特に指摘する事項はなかった。

(3) まちづくり推進部

以下の各課に係る令和元年10月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 都市計画課

開発許可等手数料について、調定伝票の控えが見当たらないものが数件あった。

亀岡市文書取扱規則には、全ての文書は、文書分類基準表の分類番号により分類整理し、これを保管しなければならないと定められている。なお、文書分類基準表において、調定伝票の控えの保存年限は5年と定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 都市整備課

特に指摘する事項はなかった。

ウ まちづくり交通課

特に指摘する事項はなかった。

エ 桂川・道路整備課

特に指摘する事項はなかった。

オ 土木管理課

特に指摘する事項はなかった。

カ 建築住宅課

(ア) 市営住宅の駐車場及び共同物置において、目的外使用料を徴収しているが、行政財産使用許可申請書の提出がなく、行政財産使用許可書の交付も行われていなかった。

亀岡市営住宅管理条例施行規則には、目的外使用の許可を受けようとする者は、管理者に行政財産使用許可申請書を提出し、行政財産使用許可書の交付を受けなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 市有地占用料の算出において、占用許可書の占用期間が令和元年5月30日から令和2年3月31日までの11箇月分であったが、10箇月分として計算されているものがあった。

市有地占用料の算出に準用されている亀岡市道路の占用に関する条例には、年額をもって定める占用料で占用期間が1年に満たないものは、月数に年額の12分の1を乗じて得た額と定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 市有地占用に係る許可事務において、許可申請書に使用（占用）期間が記載されていないものがあった。

亀岡市財務規則には、行政財産の使用の許可をするときは、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的及び財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(4) 生涯学習部

以下の各課に係る令和元年11月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

ア 文化・スポーツ課

特に指摘する事項はなかった。

イ 市民力推進課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 人権啓発課

特に指摘する事項はなかった。

(5) 総務部

以下の各課に係る令和元年11月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

ア 総務課

特に指摘する事項はなかった。

イ 自治防災課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 税務課

特に指摘する事項はなかった。

(6) 公平委員会事務局

令和元年11月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(7) 監査委員事務局

令和元年11月末現在における監査委員事務局及び固定資産評価審査委員会に係る財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

以上が令和元年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

なお、今回の監査で見受けられた以下の点については、今後の事務処理において留意されたい。

債権を適正に管理し、確実に回収することは、納付の公平性及び自主財源の確保を図る上で重要である。しかしながら、債権管理についてのヒアリングにおいて、人員不足等の理由で債権回収に力を注ぐことが困難な状況、また、複数の債権を抱えている滞納者が少なくない状況が浮かび上がってきた。

債権管理については、平成29年12月に「亀岡市債権管理取扱指針」が策定され、全庁統一的に適正な債権管理や回収を行うため、取り組むべき基本的な事項が示されたところである。また、平成30年3月には「亀岡市債権管理条例」、同年9月には「強制徴収公債権に係る滞納整理基本マニュアル」、平成31年3月には「非強制徴収公債権、私債権に係る滞納整理基本マニュアル」が策定されている。

個人情報とは適正に取扱う必要があるものの、滞納者に対する納付交渉・相談、財産調査、強制執行等を実施する場合、全庁的な滞納情報の共有化により、更に統一的な債権管理や回収ができ、事務の効率化を図ることが可能であると考えられる。

今後、滞納情報の共有化による法令上や事務上の課題を整理し、全庁統一的な滞納処分や訴訟等の債権回収業務の取組みが行われるよう期待するものである。